

< 第 4 章 具体的な取組一覧 >

1 活用の促進

事業者団体等と連携し、京町家の多様な活用方法を提案する。

(1) 多様な活用に対する支援

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	マッチング制度の運用 新規	不動産関係団体、建築関係団体と連携し、京町家の活用方法の提案や活用希望者とのマッチングを行う。	不動産業者・建築関連業者（設計・施工等）の団体と市が連携し、所有者等に対し、京町家の多様な活用方法を提案する。	柱 1
②	空き家活用・流通支援等補助金	一戸建て・長屋建ての空き家を活用・流通させる際に必要となる改修費や家財の撤去費の一部を助成する。	居住者又は利用者がいない京町家の空き家について、所有者や管理者等が改修し、活用することを市が支援する。 助成実績（平成 29 年度） ・活用・流通支援タイプ：18 件（うち京町家 6 件） ・特定目的活用支援タイプ：43 件（うち京町家 28 件） （平成 30 年 2 月末現在）	柱 2
③	市の介在する京町家の賃貸モデル事業 新規	個別指定の京町家や指定地区内の京町家のうち、担い手が見つからなかったものについて、本市が借り上げ、民間事業者に転貸し、住まいとして賃貸を行うモデル事業を実施する。	マッチング制度では担い手が見つからなかった京町家について、市が一定期間借上げ、専用住宅又は併用住宅として活用することにより、京町家ストックの改良及び活用を促進するとともに、居住者に京町家の生活文化を体験してもらうことにより、京町家の魅力発信、生活文化の継承、担い手の育成を行う。	柱 1
④	民間資金による京町家再生ファンドの構築に向けた調査・検討 新規	民間資金による京町家再生ファンドの構築に向けた調査・検討を行う。	大型の京町家など、活用するために資金調達面での課題を抱えるものについて、市が資金調達手法、活用対象物件、資金の出し手の最適な条件、組合せ等について検討する。	柱 1

(2) 活用事例の普及

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	総合情報サイトの構築 新規	京町家に関する様々な情報を提供する総合情報サイトを構築する。	所有者が安心して、京町家を保全・継承できる環境の整備を行うことを目的として、京町家の保全及び継承に関する支援策や、京町家の活用事例、相談窓口など京町家に関する様々な情報について、市がホームページを通じて周知する。	柱 1, 柱 3

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
②	京町家まちづくりファンド改修助成事業記録集	京町家まちづくりファンドの保全・再生の取組について「京町家まちづくりファンド改修助成事業記録集」にまとめる。	京都市景観・まちづくりセンターが、 <u>市民や事業者</u> 等から広く寄附を募り、京町家を再生・修復する <u>所有者</u> を支援する。また、ホームページ等を通じて改修事例を周知する。 改修助成実績 ・選定件数：延べ94件 ・助成件数：延べ78件 (平成30年1月末現在)	柱3

2 継承の推進

京町家に関する深い理解と専門性を持ち、安心して任せることができる事業者及び専門家と、京町家所有者、使用者、市民を結びつける環境整備を行う。

(1) 新たな継承者に繋ぐ仕組み

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	マッチング制度の運用 新規 (再掲)	不動産関係団体、建築関係団体と連携し、京町家の活用方法の提案や活用希望者とのマッチングを行う。	<u>不動産業者・建築関連業者</u> （設計・施工等）の団体と <u>市</u> が連携し、 <u>所有者</u> と活用希望者のマッチングを行う。	柱1
②	相談体制の整備 拡充	京町家所有者等に対する相談体制を整備する。	<u>不動産業者・建築関連業者</u> （設計・施工等）・ <u>市民活動団体</u> 等と連携し、京町家 <u>所有者</u> に対する相談対応を行う。	柱1
③	総合情報サイトの構築 新規 (再掲)	京町家に関する様々な情報を提供する総合情報サイトを構築する。	<u>所有者</u> が安心して、京町家を保全・継承できる環境の整備を行うことを目的として、京町家の保全及び継承に関する支援策や、京町家の活用事例、相談窓口など京町家に関する様々な情報について、 <u>市</u> がホームページを通じて周知する。	柱1、柱3
④	京町家所有者と活用希望者とのマッチング（京町家等継承ネット）	経済、不動産、建築、金融、法律、市民活動等の会員が専門分野を活かしたネットワークにより、京町家等の所有者に適切な継承を働きかける。	<u>不動産業者・建築関連業者</u> （設計・施工等）・ <u>市民活動団体</u> 等が連携し、京町家・空き家に関する <u>所有者</u> 等を対象とした相談会の開催、京町家等の適切な継承のための専門家向けの研修等を行う。	柱1

(2) 世代間での継承を円滑にする仕組み

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	景観重要建造物、歴史的風致形成建造物に対する相続税の軽減措置	景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物に指定された家屋及びその敷地の相続税評価を軽減する。	景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物に指定された家屋及びその敷地の相続税評価について、3割控除した金額で評価する。 ・景観重要建造物の指定件数：99件 ・歴史的風致形成建造物の指定件数：92件 (平成30年3月30日現在)	柱2

3 維持管理、修繕及び改修の支援

京町家の維持、修復及び改修に対して支援を行う。

(1) 改修費用等に対する助成

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	耐震診断士派遣、耐震改修助成 拡充	<p>(耐震診断士派遣) 京都市に登録された耐震診断の専門家（耐震診断士）を派遣し、耐震診断を実施する。</p> <p>(耐震改修助成) 一定の要件を満たす耐震改修工事に対して、その費用の一部を助成する。</p>	<p>(耐震診断士派遣) 京町家の耐震性能を所有者に知ってもらうため、市が耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施する。 京町家耐震診断士派遣実績（平成29年度）：149件 （平成30年1月末現在）</p> <p>(耐震改修助成) 京町家の耐震性能の向上のため、所有者等の行う耐震改修工事に対して、市がその費用の一部を助成する。 京町家の耐震化を更に促進するため、平成30年度から補助限度額及び補助率を拡充する。 （補助限度額90万円→120万円+床面積に応じた増額、補助率1/2→8/10） ・助成実績（平成29年度） 京町家等耐震改修助成事業実績：9件 （平成30年1月末現在）</p>	柱2
②	空き家活用・流通等支援補助金（再掲）	一戸建て・長屋建ての空き家を活用・流通させる際に必要となる改修費や家財の撤去費の一部を助成する。	<p>居住者又は利用者がいない京町家の空き家について、所有者や管理者等が改修し、活用することを市が支援する。 助成実績（平成29年度） ・活用・流通支援タイプ：18件（うち京町家6件） ・特定目的活用支援タイプ：43件（うち京町家28件） （平成30年2月末現在）</p>	柱2
③	京町家改修助成 新規	指定地区内の京町家及び個別指定の京町家の改修に対して助成を行う。	<p>京町家の保全及び継承に関する条例に基づき、取壊しの事前届出義務を課すこととなる京町家の改修工事に対して、市がその費用の一部を補助する。 （上限100万円（地区指定）～250万（個別指定）、補助率1/2）</p>	柱2
④	京町家の維持修繕助成 新規	個別指定の京町家の維持・保全を図るため、日常的に必要な小修繕に対し、補助を行う。	<p>京町家の保全及び継承に関する条例に基づき、取壊しの事前届出義務を課すこととなる個別指定の京町家の維持修繕に対して、市がその費用の一部を補助する。（上限30万円、補助率1/2）。</p>	柱2

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
⑤	景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物の指定・助成	景観重要建造物・歴史的風致形成建造物に指定した建造物に対し、修理・修景工事費用の一部を助成する。	景観重要建造物・歴史的風致形成建造物に指定した京町家の修理・修景工事費用の一部を市が助成する。 ・景観重要建造物の指定件数：99件 ・歴史的風致形成建造物の指定件数：92件 (平成30年3月30日現在)	柱2
⑥	京都市指定有形文化財建造物等の指定・助成	文化的・歴史的なものとして指定及び登録を受けた建造物に対し、改修等の費用の一部を補助する。	文化的・歴史的なものとして指定及び登録を受けた京町家の改修等に対し、市がその費用の一部を補助する。	柱2
⑦	京町家まちづくりファンド	市民、企業等からの寄附等を活用し、京町家の再生・修復及び通り景観の修景に対して助成する。	京都市景観・まちづくりセンターが、市民、事業者等から広く寄附を募り、その運用益等を活用して、京町家の再生・修復及び通り景観の修景に対して、その費用の一部を助成する。 改修助成実績（累計） ・選定件数：延べ98件 ・助成件数：延べ78件 (平成29年12月末現在)	柱2
⑨	歴史的建築物保存活用計画作成助成 充実	建築基準法の適用除外として増築等を行う際に必要となる「保存活用計画」の作成に対して助成する。	「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を適用し、建築基準法の適用除外として増築等を行う際に必要となる「保存活用計画」の作成に対して、市が助成する。平成30年度から助成件数を充実する。	柱2
⑩	歴史的風致形成建造物の指定に必要な調査の実施、及び助成件数の充実 新規	個別指定の京町家について、歴史的風致形成建造物の指定に必要な調査を実施する。	個別指定の京町家の保全・継承の担保性を高めるため、増改築等についても届出を要し、既存の修理・修景助成制度の活用及び相続税の3割控除制度が適用可能な歴史的風致形成建造物の指定に誘導する。	柱2

(2) 改修等に必要な原資を確保するための取組

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業	クラウドファンディングの仕組みを活用した京町家の改修を推進する。	クラウドファンディングの仕組みを活用した京町家の改修を推進するため、京都市景観・まちづくりセンターが実施する京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業に対し、市が補助を行う。 ・支援件数（累計）：1件（平成30年1月末現在） ・平成29年度に引き続き、平成30年度も実施。	柱2

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
②	京町家カルテ, 建造物調査報告書 拡充	<p>(京町家カルテ) 京町家の価値を「基礎情報」「文化情報」「建物情報」「間取図」の構成でまとめた「京町家カルテ」を作成する。</p> <p>(建造物調査報告書) 景観重要建造物, 歴史的風致形成建造物の指定に繋がる可能性のある大型町家の調査による建造物調査報告書を作成する。</p>	<p>(京町家カルテ) 京町家を次世代に適切に継承していく手がかりとするため, <u>京都市景観・まちづくりセンター</u>が「京町家カルテ」を作成し, <u>所有者</u>に自らの京町家の価値を理解してもらうとともに, 今後の維持, 管理, 継承などに役立ててもらおう。 個別指定の京町家所有者に対し, 所有する京町家の価値を認識し, 保全意欲を高めていただけるよう京町家カルテの簡易版を交付する。 ・発行件数(累計): 353件(平成30年1月末現在)</p> <p>(建造物調査報告書) 景観重要建造物, 歴史的風致形成建造物の指定に繋がる可能性のある大型町家の調査による建造物調査報告書を作成することにより, 所有者に当該町家の歴史的, 文化的価値を理解してもらい, 保全・活用に向けた意識啓発を行うほか, 景観重要建造物, 歴史的風致形成建造物への指定の道筋をつけることで, 更なる滅失の歯止めとする。</p>	柱3
③	ふるさと納税の募集 新規	「だいすき!京都。寄付金」において, 広く京町家保全・継承推進事業に対する寄付を募る。	京町家の保全・継承の意識啓発及び財源の確保のため, <u>市</u> が京町家保全・継承推進事業に対する <u>市民等</u> の寄附を募る。	柱2, 柱3

(3) 改修等に関する技術的な支援

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	京町家できること集	京町家等の意匠・構造を守りながら活用を図ることができる改修方法等について解説する。	建築基準法の取扱いを明確にし, 京町家等の意匠・構造を守りながら活用を図ることができる改修方法等の周知・啓発を行う。	柱2
②	歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく建築基準法の適用除外 充実	景観的, 文化的に特に重要なものとして位置付けられた建築物について, 地震・火災に対する安全計画や維持管理計画を盛り込んだ保存活用計画を作成することにより, 法の下では困難であった建築行為を可能とする。	「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を適用し, 建築基準法の適用除外として増築等を行う際に必要となる「保存活用計画」の作成に対して, <u>市</u> が助成する。平成30年度から助成件数を充実する。	柱2

4 意識の醸成

所有者、使用者、事業者、市民等が、京町家の保全及び継承の推進に理解を深め、自主的に取り組むよう、広報活動、啓発活動等を行う。また、市民のみならず、多くの国民や京町家に理解のある世界中の人々に、その保全・継承を働き掛けていく。

(1) 価値や魅力の発信

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	条例に関する普及啓発 新規	京町家の保全及び継承に関する条例や、平成30年度から開始する新たな支援制度を周知する。	京町家の保全及び継承に関する条例や、平成30年度から開始する新たな支援制度の周知のため、市が市民しんぶんへの挟み込みや、市バス・地下鉄の車内広告、京町家所有者に対する個別ポスティング、リーフレットなどのツールを活用した普及啓発を行う。	柱3
②	京町家再生セミナー	京町家に関する基本を様々な視点から学ぶ基本講座を開催する。	京都市景観・まちづくりセンターが、京町家所有者や管理者等（居住者）、京町家に関心のある市民等を対象に、京町家のつくりや暮らしやすくなるための工夫、貸し借りに関すること等、身近な存在としての京町家の姿を知り、再生の方法等について、京町家に関する基本を様々な視点から学ぶ基本講座を開催する。 開催回数（平成29年度）：8回 (平成30年1月末現在)	柱3
③	京町家カルテ 拡充 （再掲）	京町家の価値を「基礎情報」「文化情報」「建物情報」「間取図」の構成でまとめた「京町家カルテ」を作成する。	京町家を次世代に適切に継承していく手がかりとするため、京都市景観・まちづくりセンターが「京町家カルテ」を作成し、所有者に自らの京町家の価値を理解してもらうとともに、今後の維持、管理、継承などに役立ててもらう。 平成30年度から、個別指定の京町家所有者に対し、所有する京町家の価値を認識し、保全意欲を高めただけのよう京町家カルテの簡易版を所有者負担なしで交付する。 ・発行件数（累計）：353件（平成30年1月末現在）	柱3
④	総合情報サイトの構築 新規 （再掲）	京町家に関する様々な情報を提供する総合情報サイトを構築する。	所有者が安心して、京町家を保全・継承できる環境の整備を行うことを目的として、京町家の保全及び継承に関する支援策や、京町家の活用事例、相談窓口など京町家に関する様々な情報について、市がホームページを通じて周知する。	柱1、柱3
⑤	京町家まちづくり調査	市域に残存する京町家等を対象として調査を実施する。	京町家の専門家や関連団体の方々、多くの市民の皆様の御協力を得て、市が市域に残存する京町家等を対象とする調査を実施する。 (平成10年度、平成15年度、平成20・21年度、平成28年度に実施)	柱3

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
⑥	京町家魅力発信コンテスト	京町家の魅力を効果的に伝える短編の映像作品を広く募集し、優秀作品を選定・表彰する。	京町家に興味・関心のない層も含め、幅広い層に発信し、新たな需要層の掘り起こし等に繋げるため、京町家の魅力を効果的に伝える短編の映像作品を広く募集し、優秀作品を選定・表彰し、普及啓発ツールとして活用する。 (平成27年度にコンテストを開催し、平成28年度、29年度に受賞作品を映画館のスポットCMとして放映。)	柱3
⑦	京都を彩る庭園や建物	京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し、リスト化する。	京都の財産として残したい建物や庭園を市が市民から募集し、リスト化することで、市民ぐるみで残そうという機運を高め、様々な活用を進めること等により、維持・継承を図る。 ・認定件数(累計): 94件 ・選定件数(累計): 346件 (平成30年2月末現在)	柱2, 柱3
⑧	京町家の生活文化等に関する教育研修プログラムの作成 新規	事業者・専門家、及び学校教育向けに、京町家に関する教育プログラムを開発・試行実施を行う。	事業者・専門家、及び学校教育向けに、市が京町家に関する教育プログラムの開発・試行実施を行うことで、所有者やその家族だけでなく、 <u>不動産業者・建築関連業者</u> (設計・施工等)・ <u>市民等</u> に対して、京町家が持つ価値や、京町家で培われた生活文化を伝え、京町家の価値の共有を図る。	柱3
⑨	個別指定の京町家を示すプレートの作成や価値を知ってもらうためのカルテの作成 新規	個別指定の京町家を称える表示プレートの交付及び京町家カルテ(簡易版)の交付を行う。	<u>所有者</u> に京町家の価値を認識していただき、愛着を深めていただけるよう、市が個別指定の京町家を称える表示プレートの交付及び京町家カルテ(簡易版)の交付を行う。 (京町家カルテ) ・発行件数(累計): 353件(平成30年1月末現在)	柱3
⑩	京都とパリの大学が中心となった都市デザインに関するワークショップの実施 新規	京都・パリ姉妹都市提携60周年を機に、京都とパリの大学を中心に、仏の学生、若手の実務者等による都市デザインに関する短期集中型の合同ワークショップを開催する。	<u>市民のみならず</u> 、多くの国民や京町家に理解のある世界中の人々に、その保全・継承を働き掛けていくため、京都・パリ姉妹都市提携60周年を機に、従来から交流のある京都とパリの大学を中心に、仏の学生、若手の実務者等による都市デザインに関する短期集中型の合同ワークショップを開催し、都市政策をテーマとした日仏の継続的な都市間交流を促し、両都市の都市課題の解決や魅力・価値の向上につなげる。	柱3

(2) 不安や悩みの解消

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	京町家なんでも相談	京町家所有者の様々な悩みに対応する相談窓口を設置する。	京都市景観・まちづくりセンターが、京町家の保全、再生、活用に伴う様々な悩みや不安の解消に向けて、 <u>所有者等</u> に対して、様々な情報を紹介するほか、専門的な内容については、 <u>不動産業者・建築関連業者</u> （設計・施工等）の専門家と連携した支援を行う。 相談件数（平成29年度） ・一般相談：688件 ・専門相談：62件 (平成29年1月末時点)	柱1
②	相談体制の整備 拡充 （再掲）	京町家所有者等に対する相談体制を整備する。	<u>不動産業者・建築関連業者</u> （設計・施工等）・ <u>市民活動団体等</u> と連携し、京町家 <u>所有者等</u> に対する相談対応を行う。	柱1
③	総合情報サイトの構築 新規 （再掲）	京町家に関する様々な情報を提供する総合情報サイトを構築する。	<u>所有者</u> が安心して、京町家を保全・継承できる環境の整備を行うことを目的として、京町家の保全及び継承に関する支援策や、京町家の活用事例、相談窓口など京町家に関する様々な情報について、 <u>市</u> がホームページを通じて周知する。	柱1、柱3
④	保全・継承に向けた協議	京町家の保全・継承に向けた協議を求める所有者に対し、必要な支援を行う。	京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づき、 <u>所有者</u> は、 <u>市</u> に対し、京町家の保全・継承に向けた協議を求めることができ、 <u>市</u> は、 <u>不動産業者・建築関連業者</u> （設計・施工等）の団体と連携し、情報の提供や助言等、京町家の保全・継承に必要な支援を行う。	柱1
⑤	取壊しに関する事前届出をした所有者の支援	解体の届出を行った所有者に対し、必要な支援を行う。	京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づき解体の届出のあった京町家の <u>所有者</u> に対し、 <u>市</u> が、 <u>不動産業者・建築関連業者</u> （設計・施工等）の団体と連携し、情報の提供や助言等、京町家の保全・継承に必要な支援を行う。	柱1

(3) 適切な情報提供

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	京町家施策集	京町家に関する施策を取りまとめた「京町家施策集」を作成する。	京町家に係る相談対応、修景・耐震化・空き家対策等の支援策等、京町家に関する施策を取りまとめた「京町家施策集」を <u>市</u> が作成し、 <u>所有者</u> 、 <u>不動産業者・建築関連業者</u> （設計・施工等）等に対して情報提供することで京町家の保全・再生・活用につなげる。	柱1

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
②	条例に関する普及啓発 新規 (再掲)	昨年度制定した京町家の保全及び継承に関する条例や、平成30年度から開始する新たな支援制度の周知のため、市民しんぶんへの挟み込みや、市バス・地下鉄の車内広告、京町家所有者に対する個別ポスティング、リーフレットなどの啓発ツールの作成等を行う。	京町家の保全及び継承に関する条例や、平成30年度から開始する新たな支援制度の周知のため、市が市民しんぶんへの挟み込みや、市バス・地下鉄の車内広告、京町家所有者に対する個別ポスティング、リーフレットなどのツールを活用した普及啓発を行う。	柱3
③	総合情報サイトの構築 新規 (再掲)	京町家に関する様々な情報を提供する総合情報サイトを構築する。	所有者が安心して、京町家を保全・継承できる環境の整備を行うことを目的として、京町家の保全及び継承に関する支援策や、京町家の活用事例、相談窓口など京町家に関する様々な情報について、市がホームページを通じて周知する。	柱1, 柱3

(4) 京町家に対する表彰

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	京都を彩る建物や庭園 (再掲)	京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し、リスト化する。	京都の財産として残したい建物や庭園を市が市民から募集し、リスト化することで、市民ぐるみで残そうという機運を高め、様々な活用を進めること等により、維持・継承を図る。 ・認定件数(累計)：94件 ・選定件数(累計)：346件 (平成30年2月末現在)	柱2, 柱3

(5) 市民活動団体、事業者等に対する表彰

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	京都景観賞	京都の景観と調和し、更に創造的な視点が加えられた優れた建築物を表彰する。	京都の景観と調和し、更に創造的な視点が加えられた優れた建築物を表彰することにより、現代における京都の建築文化を発展させ、世界に発信する。特に、地域の自然・歴史・文化、周辺の町並み・コミュニティ等に配慮した建築物で、今後の京都の景観形成の指標と目されるものや、独自の工夫や創造的な視点により、新たな京都の景観形成の可能性を示唆するものという観点で特に優れたものを対象とする。 表彰件数(平成29年度) ・建築部門：13件	柱3

5 修繕、改修に関する技術の継承

京町家の改修等に関する高度な技術を継承するとともに、後継者を育成するために必要な措置を講じる。

(1) 改修等に関する担い手の育成

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	京町家専門講座	京町家に関する相続・税金、法律・制度、技術の継承、暮らしの文化等、様々な内容に関する講座を実施する。	不動産業者・建築関連業者（設計・施工等）を対象として、京町家に関する相続・税金、法律・制度、技術の継承、暮らしの文化等、様々な内容に関する講座を実施する。 開催回数（平成29年度）：4回 （平成30年1月末時点）	柱3

(2) 改修技術の研究・普及

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	耐震診断手法の研究	限界耐力計算法を応用し、一般の建築士等にも活用可能な京町家向け耐震診断手法として整備する。	建物が地震等のゆれをどの程度まで吸収できるかという観点から調査・計算する手法（限界耐力計算法）を応用し、市が社団法人日本建築構造技術者協会の検証を経た上で、一般の建築士等にも活用可能な京町家向け耐震診断手法として整備し、建築関連業者（設計）等に対し、普及啓発を行う。	柱2

6 自治組織、市民活動団体等の取組推進

自治組織及び市民活動団体等と連携して京町家の保全及び継承に取り組むとともに、自治組織及び市民活動団体等が行う京町家の保全及び継承に関する取組への支援を行う。

(1) 自主的な活動への支援

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	地域景観づくり協議会、防災まちづくり活動団体の認定	（地域景観づくり協議会） 京都市市街地景観整備条例に基づき、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を「地域景観づくり協議会」として認定する。 （防災まちづくり活動団体） 密集市街地を含む一定のまとまりのある区域（概ね元学区の範囲）内で防災まちづくり活動を行う地域組織を「防災まちづくり活動団体」として認定する。	（地域景観づくり協議会） 地域の方々が想いや方向性を共有し、更には、新たにその地域で建築等をしようとされる方々と一緒になって地域の景観づくりを進めていくことを目的とし、京都市市街地景観整備条例に基づき、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「地域景観づくり協議会」として市が認定する。 ・認定団体数（累計）：10団体 （防災まちづくり活動団体） 密集市街地を含む一定のまとまりのある区域（概ね元学区の範囲）内で防災まちづくり活動を行う地域組織を「防災まちづくり活動団体」として市が認定し、地域組織やその組織が定めた方針・計画を公的に位置付けることで、地域・事業者・行政が方向性を共有しながら、持続的に路地やまちの安全性向上を図る。 ・認定団体数（累計）：7団体	柱3

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
②	京町家の保全・継承に向けたまちづくり活動の支援 新規	京町家の保全・継承に向けたまちづくり活動を支援する。	自治組織等が、事業者や市民活動団体等の多様な主体の協力を得て、地域に応じた京町家の保全・継承策を検討するなど、京町家の保全・継承に向けたまちづくりに取り組めるよう必要な支援を行う。	柱 1

(2) 地域と連携した京町家の管理・活用

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	地域連携型空き家対策促進事業	地域のまちづくり活動として、地域の魅力やすまい方のルールを取りまとめるとともに、不動産事業者等専門家の協力のもと、空き家の活用を進める。	空き家の発生の予防、活用及び適正な管理によって地域が活性化することを目指し、地域のまちづくり活動として、地域の魅力やすまい方のルールを取りまとめるとともに、空き家の掘り起こしを行い、 <u>不動産業者等</u> の専門家の協力のもと、所有者や地元のニーズに応える空き家の活用を進める。 地域連携型空き家対策促進事業に取り組む地域：55学区 (平成30年2月末時点)	柱 1

7 各主体の連携・協力、交流促進

所有者、使用者、事業者、市民等、自治組織及び市民活動団体等との相互理解が増進され、協力が推進されるよう、交流の促進など、必要な措置を講じる。

(1) 所有者等の交流の促進

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	京町家まちづくりファンドサロン	京町家まちづくりファンドの近況報告や、京町家に対する思いや暮らしの知恵を共有する場を提供する。	<u>京都市景観・まちづくりセンター</u> が、京町家まちづくりファンドによる助成を受けた所有者等を対象に、京町家まちづくりファンドの近況報告や、京町家に対する思いや暮らしの知恵を共有する場を通して、居住者間の連携を深めていただくとともに、京町家の保全・再生に向けた継続的な支援に繋げる。	柱 3

(2) 専門家・団体による協働ネットワーク

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	京町家等継承ネット	経済、不動産、建築、金融、法律、市民活動等の会員が専門分野を活かしたネットワークにより、京町家等の所有者に適切な継承を働きかける。	<u>不動産業者・建築関連業者</u> （設計・施工等）・ <u>市民活動団体等</u> が連携し、京町家・空き家に関する所有者等を対象とした相談会の開催、京町家等の適切な継承のための事業者等向けの研修等を行う。	柱 1

8 その他

	施策名	施策概要	今後の方向性	柱
①	新築京町家の基準の検討 新規	京町家の特徴を継承した新築建物の基準の検討に着手する。	京都の美しい景観、四季折々の自然と茶道や華道などの歴史に培われてきた生活文化、洗練された精神文化の象徴である京町家を未来へ継承するため、現存する京町家の保全・継承に関する取組に加えて、市は、京町家の特徴を継承した新築建物の基準の検討に着手する。	柱 1
②	他都市との連携 新規	町家等の歴史的建築物の保全・継承に取り組む他都市と連携した取組を進める。	町家等の歴史的建築物の保全・継承に取り組む他都市と連携し、歴史的建築物の保全・継承の機運を高めるとともに、他都市の先進事例を研究し、京都市での取組に生かす。	柱 3